

週休2日制確保工事試行要領（建築・電気・機械工事）新旧対照表

新	旧
<p>週休2日制確保工事試行要領（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）</p> <p>1 目的</p> <p>本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、厚木市が発注する建築工事・電気設備工事・機械設備工事の工事現場における週休2日制を確保する工事（以下、「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 発注方式</p> <p>週休2日制工事の発注方式は、発注者指定型（発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。）とする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>全ての工事を本試行の対象とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、本試行の対象としない。</p> <p>4 用語の定義</p>	<p>週休2日制確保モデル工事実施要領（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）</p> <p>1 目的</p> <p>本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、厚木市が発注する建築工事・電気設備工事・機械設備工事の工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 発注方式</p> <p>次のいずれかの方式とする。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>受注者が、週休2日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。</p> <p>3 対象工事</p> <p>原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、発注者指定型とする。ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は、モデル工事の対象としない。</p> <p>4 用語の定義</p>

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日又は現場休息日（以下「現場閉所日等」という。）を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日等を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日等を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日等を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日等に指定し、2日以上現場閉所日等を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週内で土曜日及び日曜日に代わる曜日を現場閉所日等に指定することができる。

なお、1週間の定義は、「土曜日から金曜日まで」又は「月曜日から日曜日まで」を基本とするが、工事の実情に応じて、工事着手前に受発注者間で協議した上で1週間の定義を決定することができるものとする。

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を協議により変更した現場閉所日に読み替えるものとする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上となる状

(4) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(5) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をい

態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

また、分離発注工事の場合においては発注工事ごとに、現場閉所日を設けることができるものとする。

う。

なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(4)と同様とする。

(6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日等の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(7) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(8) 現場完成日

施工完了後の後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(9) 対象期間

週休2日制工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等の発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

5 週休2日の達成基準

(1) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が4週

8 休以上の水準に達していることをもって判断する。

(2) 月単位の週休 2 日

月単位の週休 2 日の達成は、通期の週休 2 日を達成し、かつ対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が 4 週 8 休以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 4 週 8 休の水準に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 完全週休 2 日

完全週休 2 日の達成は、月単位の週休 2 日を達成し、かつ対象期間内の全ての週（4(3)における 1 週間の定義に同じ）ごとに、土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

6 週休 2 日制工事の実施

(1) 週休 2 日制工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからオまでについて取り組むこととする。

ア 受発注者は、**施工当初**段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で「**実施工程表**」を作成す

5 モデル工事の実施

5-1 発注者指定型

(1) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、**工事着手前の施工計画書作成**段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

る。

イ 受注者は、**計画工程**を示した週間工程表又は**月間工程表**を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所（**現場休息**）実績報告書」（別紙1）を、翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所（**現場休息**）実績報告書」（別紙1）及び対象期間全体の「現場閉所（**現場休息**）履行報告書」（別紙2）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見易い場所に、**週休2日制**工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

工事名：○○○○工事

発注者：厚木市役所

受注者：○○○建設㈱

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「週休2日制**確保工事**試行要領補正事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（以下「補正事項」という。）（別添）により**月単位**の週休2日の**経費**補正を行う。

完全週休2日の現場閉所を達成した場合は、契約約款**第25条**の規定に基づき請負代金額を増額変更し、**月単位**の週休2日の現場閉所が達成でき

イ 受注者は、**毎週、先週の実績と今週の計画**を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙2）を、翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙2）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙3）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見易い場所に、**モデル**工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者：厚木市役所

受注者：○○○建設㈱

(2) 補正の実施

当初の設計金額において、「週休2日制**確保モデル工事**実施要領補正事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（以下「補正事項」という。）（別添）により**通期**の週休2日の補正を行う。

月単位の週休2日の現場閉所を達成した場合は、契約約款**第24条**の規定に基づき請負代金額を増額変更し、**通期**の週休2日の現場閉所が達成でき

なかった場合には、契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休2日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」（別添）により減点する。

(削除)

なかった場合には、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

週休2日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、通期の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

5-2受注者希望型

(1) モデル工事実施の選択

受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休2日制確保モデル工事実施同意（不同意）届」（別紙1）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、(3)補正の実施及び(4)工事成績評定への反映は行わないものとする。

一つの工事現場で複数のモデル工事が分離発注される場合は、契約後に全てのモデル工事の受注者が同意した上で実施する。

(2) モデル工事実施の内容

モデル工事の実施については、5-1(1)イからオまでと同様とする。

(3) 補正の実施

現場閉所実績に応じて、「補足事項」（別添）により補正し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(4) 工事成績評定への反映

週休2日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、通期の週休2日が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選

(削除)

7 その他

「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙1）、「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙2）及び週間工程表又は月間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認した上で、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、令和3年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議の上、本要領を適用することができる。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和8年4月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。

択した場合であっても減点は行わない。

6 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

7 その他

「現場閉所実績報告書」（別紙2）、「現場閉所履行報告書」（別紙3）及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、令和3年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

別添 週休2日制**確保工事試行**要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 経費補正の実施

(1) 経費の補正方法（要領6(2)関係）

当初の設計金額において、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を下表の月単位の週休2日の補正係数により補正する。

完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の補正係数により補正する。

現場閉所（現場休息）実績	労務費補正係数	現場管理費補正係数
完全週休2日 （全週現場閉所率 28.5%（2日/7日）以上）	1.02	1.01
月単位の週休2日 （全月現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）	1.02	-

（削除）

別添 週休2日制**確保モデル工事実施**要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 補正の実施

(1) 発注者指定型（要領5 5-1(2)関係）の補正方法

当初の設計金額において、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下表の通期の週休2日の補正係数により補正する。
月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日の補正係数により補正する。

現場閉所実績	労務費補正係数
月単位の週休2日（全月現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）	1.04
通期の週休2日（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）	1.02

(2) 受注者希望型（要領5 5-2(3)関係）の補正方法

現場閉所実績に応じて、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下表の補正係数により補正する。

現場閉所実績	労務費補正係数
月単位の週休2日（全月現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）	1.04
通期の週休2日（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）	1.02

(2) 工事費の積算方法

週休2日制工事において、現場閉所等の状況に応じて、労務費を補正した複合単価、市場単価及び単位施工単価等を使用し、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

(3) 単価の補正方法等

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に1(1)の補正係数を乗じたものを使用する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、1(1)の補正係数に基づき算出した表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算定する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(3) 工事費の積算方法

週休2日制確保モデル工事において、現場閉所等の状況に応じ、「(4)単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

(4) 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(2)ロの表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いること。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により補正する。

ただし、執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格を採用した場合においても、市場単価の補正率により補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

ウ 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなり、この複合単価に含まれる労務単価に補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第11章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(又は補正市場単価)を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

ただし、執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格を採用した場合においても、市場単価の補正率により補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\text{週休2日補正後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数} \times \text{労務単価を用い算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\text{週休2日補正後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数} \times \text{労務単価を用い算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$$

※上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

※上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新宮補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新宮補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新宮補正率	改修補正率	新宮補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新宮補正率	改修補正率	新宮補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

2 工事成績評定への反映（要領 6 (3) 関係）

現場閉所（現場休息）実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所（現場休息）実績	加点
完全週休 2 日	1 点

（削除）

現場（現場休息）閉所実績	減点
明らかに月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合	- 1 点

2 工事成績評定への反映（要領 5 5-1 (3) 及び5-2 (4) 関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休 2 日	2 点
月単位の週休 2 日・通期の週休 2 日	1 点

現場閉所実績（※発注者指定型に限る）	減点
明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合	- 1 点